

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：母子福祉費

事業名 県母子寡婦福祉連合会運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 子ども支援係 電話番号:058-272-1111 (内 2689)

E-mail:c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250 千円 (前年度予算額 : 1,250 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
要求額	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭及び寡婦の自立の促進、福祉の増進を図るための中核的団体であるが、その自主財源は乏しいため、連合会の運営に対して補助を行い、運営を保全するとともに育成・活性化を図る。
- ・母子寡婦福祉連合会の行う、県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与し、会員の生活意欲の向上および会員相互間の交流事業等の事業運営を保全する。

(2) 事業内容

- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施
 - ・就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、養育費相談、特別相談等
- ひとり親家庭等健全育成事業の実施
 - ・ひとり親家庭・寡婦を明るくする運動
 - ・母子・父子家庭運動会
 - ・岐阜県母子寡婦福祉研修大会の開催
 - ・ひとり親家庭・寡婦福祉対策事業の充実

○資金造成事業

・自動販売機の設置、筆耕

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10 / 10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,250	母子寡婦福祉連合会 運営費補助金
合計	1,250	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

長期構想

Ⅲ 誰もが活躍できるふるさと岐阜県づくり
母子家庭の母の就業と生活を支援する。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	県母子寡婦福祉連合会補助金
補助事業者（団体）	（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会 （理由）母子寡婦福祉連合会は、県のひとり親家庭等福祉の中核機関であるが、その自主財源は乏しいため、連合会の運営に対して補助を行う。
補助事業の概要	（目的）（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会の活動の促進を図る。 （内容）県は、（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会と協力してひとり親家庭及び寡婦に対する支援施策を推進していく必要がある、昭和37年度より運営費の補助を行っている。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（1,250千円） （内容）（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会の運営に要する経費。 （理由）岐阜県児童福祉関係団体運営費等補助金交付要綱の定めるとおり。
補助効果	会員が集まり研修会等を開催し、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与している。
終期の設定	終期令和6年度 （理由）県ひとり親家庭等自立促進計画の最終年度

（事業目標）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか （長期構想）母子家庭の母の就業と生活を支援する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (S36年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
母子父子家庭交流会及び福祉研修大会の参加者数	—	800人	1,000人

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	1,480千円	1,250千円	1,250千円	(予算額) 1,250千円	(要求額) 1,250千円
指標①目標	1,000	800	800	800	800
指標①実績	580	630	600	コロナ感染防止のため中止	(推計値) 800
指標①達成率	58%	79%	75%		(推計値) 100%

(前年度の成果)

研修大会はコロナウィルス感染防止のため中止としたが、市郡母子団体と連絡調整を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のために検討を行った。

(今後の課題)

- ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項
組織としての運営機能が十分でないため、改善が望まれる。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い	
(評価) ○	(一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める母子・父子福祉団体であり、ひとり親家庭及び寡婦の福祉向上のための中枢機関である。連合会の運営に対して補助を行い、運営を保全し、会の活性を図ることがひとり親家庭及び寡婦福祉の増進につながるため、事業の必要性が高い。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	福祉研修大会等の行事を通じ、県内各地域の母子・父子福祉団体と連携して、会員であるひとり親家庭及び寡婦に対し、支援施策についての情報提供や相談を実施している。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある	
(評価) ○	県内各地域の母子・父子福祉団体と連携し、県下全域を対象として広くひとり親家庭及び寡婦福祉のための活動を行っている。

(事業の見直し検討)

(一財) 母子寡婦福祉連合会の活動は、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のため重要であることから、自主財源については増進を図るよう助言を行い、運営費に対し補助を行うことが必要である。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とした「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第4期計画)」に基づき、ひとり親家庭及び寡婦に対する福祉の増進のために、母子・父子福祉団体と連携し、支援していく。